

| 陳情番号     | 件名                                                |
|----------|---------------------------------------------------|
| 第 15 号   | 沖縄県辺野古の米軍基地建設に、沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を使用しないことを国に求めることについて |
| 受理年月日    |                                                   |
| 3. 8. 18 |                                                   |

## 陳情の趣旨

### ■陳情の趣旨

1. 沖縄戦の戦没者の遺骨を含む沖縄本島南部の土砂を、名護市辺野古の米軍基地建設に使用することは、政治的立場を超えた人道上の問題であり、中止すべきである。
2. 現在、沖縄県の普天間飛行場の代替移設地として進められている、同県名護市辺野古の米軍海兵隊キャンプシュワブの「辺野古側」および「大浦湾側」の埋め立て工事は県外からの土砂調達が必要となり、政府は新たに、沖縄戦の激戦地、沖縄本島南部糸満市、八重瀬町から、今後埋め立てに必要な土砂の 70% を調達する計画を進めており、沖縄県議会や県内市町村議会をはじめ、多くの県民が抗議を行なっている。39 年間、遺骨収集ボランティアを続けてきた団体「ガマフヤー」代表具志堅隆松氏は、遺骨は採掘業者が目視で見分けるのは極めて困難で、土砂への混入は避けられないと 2 度のハンガーストライキをもって訴えている。
3. 沖縄戦では、日本兵等約 6 万 6 千人、米兵約 1 万 2 千人、沖縄県出身者 12 万 2 千人、さらに朝鮮半島出身者も多数が犠牲となり、そのほとんどは、遺骨が遺族の元に帰れないままである。政府は、2016 年 3 月に超党派の議員立法で、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定した。政府は、国の責務として遺骨を早期に収集し、遺族の元に返すことに全力を上げなければならない。
4. 『相模原市史 現代テーマ編 軍都・基地そして都市化』の第 1 章「相模原出身兵士の戦争とその諸相」によれば、沖縄戦における相模原出身の軍人・軍属戦没者は 64 人に上り、「遺骨の代わりに小石が一つ」という当時の状況を鑑みれば、この問題は決して沖縄だけの問題ではなく、相模原市民も紛れもなく当事者である。
5. この問題を他人ごとと看過せず、日本全国に世論を喚起するためにも、相模原市議会として声を上げ、「沖縄県辺野古の米軍基地建設に、沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を使用しないことを国に求める意見書」を国に提出していただきたく、陳情する。

| 陳情番号     | 件名                                             |
|----------|------------------------------------------------|
| 第 1 号    | 相模原市議会提出の陳情・請願における提出者の意見陳述の機<br>会の拡充を求めることについて |
| 受理年月日    |                                                |
| 4. 1. 25 |                                                |

## 陳情の趣旨

### 1、陳情の要旨

相模原市議会では、陳情並びに請願の提出者による意見陳述（趣旨説明）は、委員会において委員から発議があり賛成者が多数の際に認めるという慣例になっています。

他の市議会では、陳情並びに請願の提出者が申し出れば、委員の賛同がなくとも、自動的に発言を認める形式をとっている例が多く、委員会の承認事項としているところはすくないのが現状です。この前近代的な慣例をなくし、陳情並びに請願にかんしては、提出者から申し出があったときは、すべて発言を審査に際して許可する形にすることを求めます。市議会の確認事項にすることを求めます。

### 2、陳情の理由

陳情並びに請願の趣旨は記載された文面を読めばわかるので、提出者に発言させる必要はないとの意見があるのは承知しています。しかし、審査にあたり、委員から詳しい説明を提出者に求めたいとする場面もありえます。また、文面に書き込まれなかった趣旨を直接口を通して述べたいという局面もあろうかと思えます。慣例で陳情並びに請願の提出者の発言を委員会の委員からの発議と賛成多数の了承を経てでなければ許していない相模原市議会の慣例は、市民不在のやり方を踏襲したものと考えざるをえません。すみやかに、慣例を撤廃し、提出者の申し出で発言を認める形に改めることを求めます。

| 陳情番号  | 件名                     |
|-------|------------------------|
| 第2号   | 公民館条例の点検・改正等を求めることについて |
| 受理年月日 |                        |
| 4.2.8 |                        |

## 陳情の趣旨

### 【陳情の趣旨】

相模原市<sup>立</sup>公民館条例には、条例で当然に定めるべき規定の欠如があるうえに、条例と行政の運用による実態との齟齬、食い違い等があると思われる事例が見られます。

行政による条例の規定に正しく依拠しない恣意的な運用の実態は、行政法定主義に違背するものと云うべきだと考えられます。

市議会として、行政運用の実態を調査・点検され、必要な是正・改正等を行っていただきたく、陳情します。

以下の項目について

### 《陳情の項目》

- ① 相模原市<sup>立</sup>公民館条例には、公民館の設置目的（機能、役割）についての規定が欠如しています。この条例は、教育基本法、社会教育法に基づく自治体の法（規定）として、同法に従って「社会教育施設」としての設置目的を規定するのが当然の常識です。設置目的を定める改正をしてください。
- ② 同条例は、使用料を定める改正がなされていますが、設置目的の規定を欠くままの改正でした。社会教育施設であれば図書館、博物館と同様に、「入場料等無償の原則」の摘要が考慮されるべきで、「設置目的なしのままの有料化」の改正には瑕疵があると考えられます。有料化の改正を見直してください。
- ③ 同条例に設置目的の規定がないため、行政の公共施設の扱いに混乱が見られます。条例改正とともに、市政における「社会教育」の位置づけを、教育基本法、社会教育法に基づき是正するよう、必要な措置を図ってください。

### 【陳情の理由】

陳情の趣旨の中で、すでに主な理由を併せて述べていますので、いくつかの補足を申し述べます。

公民館条例に関しては、公共施設としての公民館の位置づけ、意味づけ等が混乱しています。以下に例を挙げます。

▽教育委員会HPの「生涯学習とは」では、図書館、博物館、総合学習センターな

ど12施設を挙げており、公民館は含まれず、また小中学校も生涯学習施設のはずなのに触れていません、

▽市のHPの「公民館を知ろう」では「地域の学びの拠点」としての社会教育施設と、法に準拠した説明をしています、

▽市の「公共施設の類型」では、「社会教育施設」の分類項目はなく、行政施設、市民文化施設等の類型に分け、公民館は生涯学習施設に分類されています、

▽市の「施設マップ」では、「文化・社会教育施設」の項で、図書館・博物館とは別に「公民館、地域センター」としてコミュニティーセンターと一括りにしています。

▽英文の表記では、文部科学省が使うKouminkanやPublic learning cen<sup>t</sup>erではなく、Community centerに統一しています。しかし、公民館はコミュニティーセンターではなく、教育基本法に図書館、博物館とともに明示されている社会教育施設です。

これらの混乱は、公民館条例に、社会教育機関としての施設と云う設置目的が明記されていないからだと考えます。

| 陳情番号  | 件名                     |
|-------|------------------------|
| 第3号   | 図書館条例の点検・改正等を求めることについて |
| 受理年月日 |                        |
| 4.2.8 |                        |

## 陳情の趣旨

### 【陳情の趣旨】

相模原市<sup>市</sup>図書館条例には、条例と行政の運用による実態との齟齬、食い違いや、条例で定めるべき規定の不備等があると思われます。

こうした行政による条例の規定に正しく依拠しない運用の実態は、行政法定主義に違背するものと云うべきだと考えられます。

市議会として、行政の実態を調査・点検され、必要な是正・補強または改正等を行って~~ください~~。うことを陳情いたします。

### 【陳情の理由】

相模原市<sup>市</sup>図書館条例は、(淵野辺の)市立図書館、相模大野図書館、橋本図書館の3館併設の基本を定めています。中央図書館にかかわる規定はありません。

それにもかかわらず、同条例の規定に適合しないと思われる、次のような行政の運用が見られます。この運用状態を調査・点検され、運用の是正・補強または条例の改正を為すべきだと考えます。

図書館条例に関しては、中央図書館の機能が必要となっていながら、旧態のままの図書館条例であるために、条例に正しく依拠しない行政運用等が行われているのではないかと思います。中央図書館の在り方や3館並立体制の是非等を含む、市民が利用しやすい図書館体制の構想を策定することが必要だと考えます。

- ① 淵野辺の市立図書館のみに、中央図書館機能に相当する組織が設置されていますが、同図書館にこの機能の組織を設ける、条例上の根拠・理由は不明です。
- ② 図書館協議会が、淵野辺の図書館のみに設置されています。この協議会は図書館法上は必置ではありませんが、淵野辺の図書館のみに設置している根拠・理由は不明です。これも、運用上の中央図書館扱いかと思います。
- ③ 市議会や教育委員会定例会等に出席し説明・答弁するのは通常(各館の個別の議題等ではない場合)、当然のように淵野辺の図書館長が担当しています。いわば中央図書館長扱いと云えます。

- ④ 南区相武台地区の図書館相武台分館は、淵野辺の図書館の所管となっています。しかし、3区制で3館並立であるとすれば、南区の相模大野図書館の所管であるのが正常と思われます。同分館の設置時に相模大野図書館が存在しなかったとしても、同図書館の開設時に行うべき改訂を怠ったと言えると思います。